

真のタクスペイヤーをめざす

UENO



晩秋号

NO.464(11・12月号)



公益社団法人
上野法人会

<http://www.uenohoujin.or.jp/>

中小企業活性化のための税制措置の確立と 聖域なき行財政改革の推進を強く求める!

法人会の「平成27年度税制改正に関する提言」が、9月18日の公益財団法人 全国法人会総連合(以下「全法連」)の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに取りまとめられたもので、「社会保障と税の一体改革と今後のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「国と地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国85万会員の声として、財務省、中小企業庁、自民党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および441単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言(要約)は次のとおり。

I 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

1. 社会保障制度のあり方に対する基本的考え方

○我が国の社会保障制度は「中福祉」「低負担」であり、高齢化社会の急進展により今後の社会保障給付は急速な増大が不可避とされることから、社会保障制度の改革は急を要する。

○改革に当たっては、いかに給付を「重点化・効率化」によって抑制するかが重要である。給付財源を公的負担に頼ることになれば、いくら増税しても間に合わない。

2. 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税率の引き上げに当たっては、景気に十分な配慮が必要なほか、現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

○事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から、当面(税率10%程度までは)は単一税率が望ましい。また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えるので、導入の必要はない。

3. 財政健全化に向けて

○財政健全化の達成は税の自然増収や増税

のみに頼るのではなく、聖域なき歳出削減が不可欠である。その際には社会保障をはじめとした各歳出分野に削減目標を定め、その達成に必要な具体的方策と工程表を明示して着実に実行することを求める。

○消費税率のさらなる引き上げに当たっては経済への負荷を和らげる財政措置も必要になるが、財政健全化の阻害要因とならないよう十分注意すべきである。

○国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

4. 行政改革の徹底

○社会保障の安定財源確保と財政健全化のために、消費税が引き上げられることは重要であるが、その前提に「行革の徹底」があったことを改めて想起する必要がある。

○「まず隗より始めよ」の精神に基づき地方を含めた政府、議会が自ら身を削らなければならない。

5. 共通番号制度について

○マイナンバーの運用に当たっては国民の利便性を高めるとともに、制度内容を国民に周知し、定着に向けて取り組んでいくことが必要で

ある。

○個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識をもつことも重要である。

6. 今後の税制改革のあり方

○今後の税制改革に当たっては、①国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性②経済の持続的成長と雇用の創出③少子高齢化や人口減少社会の急進展④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人税率の引き下げ

○復興特別法人税が1年前倒しで廃止され、法人実効税率は35.64%に引き下げられた。しかし、近年、国際競争力の強化や外国資本の誘致などを目的に大幅な引き下げが行われているアジア、欧州各国との税率格差は依然として大きい。

こうした状況が続けば、国内企業の海外移転が加速し、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。これらの観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきであり、政府が示した来年度からの法人実効税率引き下げを着実に実行すべきである(法人実効税率20%台の実現)。

○税率引き下げの代替財源については、財政健全化目標との関係なども踏まえれば恒久財源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制全般の改革の中で検討されることが望ましい(代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべき)。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化するよう求める。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長すること。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なく

とも1,600万円程度に引き上げるよう求める。

○中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含め、本則化することを求める。

○小額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し、本則化することを求める。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものである。

○平成25年度税制改正において、納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化が図られるなど大幅な見直しが行われた。しかし、中小企業が円滑な事業承継を行うにはまだ不十分であり、更なる要件緩和と充実、事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設を求める。

III 国と地方のあり方

○地方分権は権限と責任が国から移行することを意味する。従って地方は国依存から脱却し自立・自助の体質を構築することが不可欠となる。

○地方行政に必要な安定的な財源の確保や行政改革についても、自立に向けて自らの責任で政策を企画・立案し実行していくことが求められる。

IV 震災復興

○被災地の復興の遅れが依然として改善されていない。復興事業に当たっては、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。

<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

— 東京法人会連合会 —

親会事業

第2回理事会

[と き]平成26年8月26日(火) 11:00～
[と ころ]朝日信用金庫西町ビル7階

最初に東京上野税務署幹部の異動により、初顔合わせということで名刺交換が行われました。続いて、理事49名中、出席者33名で過半数を超え理事会が成立しますという発表の後、議事が進行されました。委員会や部会の活動報告と計画についてそれぞれ発表して頂きました。



▲小林会長



▲小林署長



▲板垣副署長



▲荒内法人課税第1部門統括官



委員会報告

第3回 第4回 総務委員会

[と き]平成26年8月22日(金) 10:30～
[と ころ]朝日信用金庫西町ビル4階



総務委員会(石本委員長)が開催されました。東京都立入検査、規程・規則の制定等について話し合われました。

[と き]平成26年10月21日(火) 10:30～
[と ころ]朝日信用金庫西町ビル4階



総務委員会(石本委員長)が開催されました。東京都立入検査、次年度の通常総会日程等について話し合われました。

[と き]平成26年10月20日(月) 14:00～
[と ころ]朝日信用金庫西町ビル7階

第1回組織委員会



組織委員会(麻生委員長)が開催されました。今年度の会員増強活動、加入勧奨、獲得目標等について話し合われました。

[と き]平成26年8月7日(木) 11:30～
[と ころ]朝日信用金庫西町ビル4階

第2回社会貢献委員会



社会貢献委員会(木村委員長)が開催されました。歴史講演会、「被災時協力エントリーシート」等について話し合われました。

[と き]平成26年10月3日(金) 15:00～
[と ころ]朝日信用金庫西町ビル4階

第3回事業委員会



事業委員会(太田委員長)が開催されました。「税を考える週間・大型講演会」の告知方法、当日の役割等について話し合われました。

[と き]平成26年9月11日(木) 15:00～
[と ころ]朝日信用金庫西町ビル4階

第1回広報委員会



広報委員会(古茂田委員長)が開催されました。平成26年度下期広報活動について話し合われました。

部会 役員会

【開催日】(いずれも)平成26年8月25日(月)
【ところ】(いずれも)朝日信用金庫西町ビル7階

7月より着任された署の新幹部の方々との初顔合わせを兼ねて、各部会で役員会が開催されました。

【青年部会】(常見青年部会長)
第3回 役員会 15:30～

【女性部会】(吉田女性部会長)
第3回 幹事会 13:00～

【上野優申会】(奥出会長)
第3回 役員会 14:00～



青年部会 東京上野税務署 VS (公社)上野法人会青年部会

ボウリング大会

【とき】平成26年10月10日(金) 18:30～
【ところ】東京ドームボウリングセンター



東京ドームボウリングセンターにて、東京上野税務署VS上野法人会青年部会との懇親ボウリング大会を開催致しました。32名のご参加を頂き、2ゲームスクラッチ競技を行い、各レーンともストライク、スペアが出るたびに大変に盛り上がり、和気藹々なとても楽しい会となりました。団体成績は、税務署4,068点対青年部会4,139点の大接戦でしたが、上野法人会青年部会が優勝しました。

<文・写真 志賀青年副部会長>



源泉部会

第2回研修会

「労務管理と健康管理のあらまし」

【とき】平成26年8月6日(水) 13:30～15:30
【ところ】朝日信用金庫西町ビル7階
【講師】上野労働基準監督署次長 大村朝常氏



第3回研修会

「報酬・料金等の源泉徴収事務」

【とき】平成26年9月19日(金) 13:30～15:30
【ところ】朝日信用金庫西町ビル7階
【講師】東京上野税務署 法人課税第二部門 生田裕章国税調査官



第4回研修会

「年末調整と法定調書の作成」

【とき】平成26年10月30日(木) 13:30～16:00
【ところ】朝日信用金庫西町ビル7階
【講師】東京上野税務署 法人課税第二部門 生田裕章国税調査官他



全法連主催

第31回 法人会全国大会 栃木大会

【とき】平成26年10月16日(木)
【ところ】栃木県総合文化センター

第31回法人会全国大会が平成26年10月16日、栃木県宇都宮市にて開催されました。会場の栃木県総合文化センターには、全国の法人会より1,900名が参加しました。

第1部は、杉尾秀哉氏を講師に「日本の行方～政治と経済の現状分析と展望」という演題にて講演をいただきました。

第2部の式典では会員増強・研修参加向上・福利厚生制度推進等の優績表彰や青年部会による租税教育活動の報告がなされました。また、「法人実効税率を20%台の早期実現」「事業承継税制の拡充」等を中心とする「平成27年度税制改正に関する提言」が掲げられました。

第3部の懇親会においては、各地の法人会間で賑やかに親交を深める様子が伺え、土地柄、会場内には餃子のよい香りが漂っていました。



◀杉尾秀哉氏講演会



(左から)引間事務局長、森重副会長、小林会長、長澤副会長

昨年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（通称：マイナンバー法）」が公布され、来年10月には国民1人に1つの番号（これを個人番号といいます）が付与されます。

本稿では、平成27年10月以降、大きく変わりそうな社会保険・税の会社事務について概説します。

●マイナンバー制度とは何か

マイナンバー制度は、簡単にいうとどのようなものなのでしょうか。

内閣官房の資料によると、「番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である」と記載されています。

今後、マイナンバー制度は水道や電力、道路などのように、国民生活に欠かせない「インフラ＝基盤」になっていくのです。

●誰が対象となるのか

マイナンバーの対象は、個人と法人です。

報道等では個人番号に注目が集まっていますが、法人にも番号は付番されます。

個人番号は、住民票コードの付番履歴のある日本国民及び中長期在留者、特別永住者、一時庇護者及び仮滞在許可者、経過滞在者に対して市区町村が付番します。

新生児からお年寄り、外国人に至るまで自分の番号を持つようになるのです。

なお、法人に対しては国、地方自治体、登記している法人、法令に基づき設置されている登記のない法人、納税義務や源泉徴収義務、法定調書の提出義務がある人格のない社団などに国税庁長官が付番して行きます。

●マイナンバー法がめざすもの

マイナンバー制度を政府が国民を監視するためのツールと誤解している向きもありますが、実際のところ法律を読んでも、そうではないことが分かります。

どちらかというと、社会保険の給付を適切に行いたい、そのために所得等を正確に把握したい、という趣旨になっています。

マイナンバー法によって実現したいことは、次のようなものです。

① よりきめ細やかな社会保険給付の実現

例) 総合合算制度（仮称）の導入、高額医療制度・高額介護合算制度の現物給付化（費用立替をなくす）、給付過誤や給付モレ、二重給付の防止ができる。

② 所得把握の制度の向上

番号を使うことで効率的に名寄せ・突合することが可能となるため、所得の把握が容易になる。

③ 災害時における活用

例) 災害時要援護者リストの作成および更新、災害時の本人確認、医療情報の活用、生活再建への効果的な支援などが考えられる。

④ 自己の情報や必要なお知らせ等の情報を自宅のパソコン等から入手できる

例) 各種社会保険料の支払い、サービスを受けた際に支払った費用の確認、制度改正等のお知らせ、確定申告等の行う際に参考となる情報の確認などができるようになる。

⑤ 事務・手続の簡素化、負担軽減

所得証明や住民票の添付省略、医療機関における保険資格の確認の簡素化、法定調書の提出に係る事業者負担の軽減などが考えられる。

⑥ 医療・介護サービスの向上

継続的な健康情報・予防接種履歴の確認、乳幼児健康診断履歴の継続的把握における児童虐待の早期発見、難病等への医学研究において、継続的で正しいデータの蓄積が可能、地域がん登録等における患者の予後の追跡が容易になる、各種行政手続において診断書添付の省略、年金手帳、医療保険証、介護保険証の一元化などができます。

以上が大綱で記載された今後実現したいことで

個人番号 法人番号 税・社会保険の マイナンバー法が 施行されると 実務はどう変わるのか？

特定社会保険労務士 小島信一

す。

ただ、これらはすぐにできるものと、法改正が必要なものもあるため、今後少しずつ取扱いが変わってくるようになります。

当面は、⑤の行政事務効率化が始まって行きます。

●民間事業者（企業）が個人番号を利用する場面

民間事業者（企業）は、従業員・顧客・株主などから、個人番号（マイナンバー）を記載した書面などを受け取り、「給与所得の源泉徴収票」「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」といった法定調書に個人番号を記載した上で、税務署に提出します。

また、年金、健康保険、雇用保険などの各種社会保障手続において、従業員から個人番号を記載した申請書などを受け取り、日本年金機構や健康保険組合などへ提出します。

●今後のスケジュール

マイナンバー法は、平成25年5月31日に公布されました。その後、本年1月1日には特定個人情報保護委員会が設置されるなど、準備は着々と進んでいます。

今後は、平成27年10月をめどに個人番号が各市区町村から通知され、平成28年1月をめどに個人番号の利用が開始される予定です。

なお、番号通知の方法ですが、郵送で、住民票のある住所に「通知カード」によって行われます。

一方、法人番号は平成27年10月以降、書面により国税庁長官から通知される予定です。

また、法人番号はホームページで公開されるようになります。

●実務上の留意点

まずは、自社のマイナンバー対応範囲とスケジュールを確認します。

人事・労政、経理などは当然として、営業の部署はどうでしょうか。

マイナンバーは顧客や個人の取引先などからも番号を取得する必要があるため、番号につい

て関わる関係部署はどこなのか、を確認します。

次に、社員に対する教育・研修が必要になるでしょう。

マイナンバー制度の概要は、全社的に周知徹底しておくべきです。

なぜなら、マイナンバー法は、すべての民間企業に対して、特定個人情報（マイナンバーのついた個人情報）の取扱いに関する管理義務を置いています。

そして、漏えい等した場合の罰則がかなり厳しいものになっているからです。

個人情報保護法よりも情報の管理等が厳格であることに留意が必要です。

●人事給与、経理関係の部署

社員の所得税の源泉徴収、住民税の特別徴収、社会保険料（健康保険、厚生年金、介護保険、雇用保険）の納付、被保険者資格及び給付に関する申請や異動等に関する届出においてマイナンバーを利用します。

以上、マイナンバー法について個人番号中心に見てきましたが、法人番号利用についての視点も考慮しておくといいいでしょう。

1つの法人に1つの番号が付番されるのですから、法人情報の名寄せ・突合を効率的に行うことができるようになりますし、EDI（電子データ交換）取引等で活用できることが期待されています。
(2014.9.30記)

法律名	条文番号	届出事項
健康保険法	48条	被保険者の資格取得、喪失、報酬月額および賞与額に関する事項
厚生年金保険法	27条	被保険者の資格取得、喪失、報酬月額および賞与額に関する事項
雇用保険	7条	被保険者の資格取得および喪失
所得税法	225条	利子所得、配当所得に関する支払調書、報酬、料金、契約金、利子等に関する支払調書、損害保険・生命保険の保険金給付に関する支払調書、不動産等の譲渡対価・貸付斡旋手数料の支払調書など
国外送金等支払調書法	4条1項	国外送金等支払調書

会計から経営力を強化する!!

〈経営セミナー〉

伸びる会社の財務諸表

【日時】平成26年9月11日(木) 13:30～16:30

【会場】朝日信用金庫西町ビル7階

会計から経営力を強化する!! 「伸びる会社の財務諸表」をテーマに、中小企業診断士として活躍のイマセ総合経営研究所代表、今瀬勇二氏を講師としてお招きし、会社数字の的確な把握による環境変化に負けない経営体質を作ることを中心とした講義を頂きました。講義内容は、「自社の状態をビジュアルに見よう」から始まり、「一目で分かる自社の不安定性」、「不安定性解消の戦略をつくる」、「キャッシュを生み出す経営とは」、「融資の際の金融機関の着目点」等々についてプロジェクター等を使用しての具体的な解説がありました。今回のテーマから当日は経営者層のご参加が多く、受講後の感想として、内容・理解度ともに高評価をいただきました。



講師

イマセ総合経営研究所 代表
中小企業診断士
今瀬 勇二 氏



〈税制セミナー〉

平成26年度

税制改正の概要とポイント



【日時】平成26年10月2日(木) 14:00～16:30

【会場】朝日信用金庫西町ビル7階

【講師】東京上野税務署 ◆ 法人課税第1部門 幾世橋 享明 上席国税調査官
◇ 資産課税部門 小野 千絵 上席国税調査官



幾世橋 上席



小野 上席

税制セミナー「平成26年度税制改正の概要とポイント」をテーマにセミナーを開講しました。本セミナーについては、毎年定期的実施し当該年度における税制改正について解説頂いていますが、今回は、「法人税及び消費税関係を中心とした平成26年度税制改正のあらまし」と「相続税及び贈与税の税制改正(平成27年1月1日施行)のあらまし」の二部構成で実施しました。法人税関係については、東京上野税務署法人第一部門、幾世橋上席国税調査官に担当頂き、相続税関係については、同署資産課税部門、小野上席国税調査官よりお話し頂きました。タイムリーなテーマということもあり、当日は60名近くの参加を頂き、皆さん熱心に聴講いただき終了後に個別で質問される方もいらっしゃいました。お二人の上席国税調査官お忙しいなか有難うございました。



セミナー

知るほどに面白い!

筆跡心理学

～手書き文字のクセから新たな魅力を探す～

女性部会(吉田部会長)では、セミナー「知るほどに面白い!筆跡心理学」を開催しました。講師の林先生は経営者向けに数多くの筆跡改善やカウンセリングを行い、その実績や満足度で非常に高い評価を得ている筆跡診断のスペシャリストです。今回は、手書き文字を通じて自分を見つめ直し、今後の自己表現の手段としてより魅力的な「手書き力」をつけることで、開運・成功につながるということをテーマに、様々な手書き文字の演習を交えつつ大変興味深い研修を受けることができました。まず、手書き文字には書き手の「性格」「考え方のクセ」「行動傾向」「深層心理」「書いた日の心理状態」などが表れ、自分が考えている以上に他人に与える印象を左右すること、よって、ただ「字を書く」という意識ではなく、「私とはこんな人」という自分のイメージを表現するつもりで丁寧に、力強く書くことがとても大事ということでした。

【とき】平成26年10月10日(金)

14:00～16:00

【ところ】朝日信用金庫西町ビル7階

講師

しょうかどう

有限会社 匠佳堂

代表取締役

はやし かずえ
林 香都恵 氏



またそのためには、自分の文字の特徴やクセを正確に把握することがとても重要となり、手書き文字を自分を良く理解するためのセルフカウンセリングツールとして上手に取り入れ、自分の長所をうまく表現できるような印象の良い字となるように筆跡改善をしてゆけば、心も整って良い状態となり、幸運にもつながってゆくということでした。手書き文字の持つ影響力や可能性の大きさに、目から鱗が落ちる思いで講義に聞き入ってしまい、あっという間の2時間でした。今回のこのセミナーは女性部会で企画したものでしたが、おかげさまで一般の方からも多数お申込みを頂き、特に男性の参加者も多く、「筆跡心理学」への関心の高さが窺えました。講義終了後も熱心に質問をされている方、また「大変参考になりました」との意見も頂き、参加者の方にとっても、とても有意義なセミナーだったと思います。

〈講座内容〉

- 筆跡心理学って何?
- どんな字を書けば成功するの?
- 悪筆な人ほど成功する!?
- 手書き力で運をつかめ!



司会・中立女性副部会長



挨拶・吉田女性部会長

リーダーに求められる資質・能力で「決断力」「実行力」がよく挙げられます。

確かに、企業業績を上げていく上では欠かせないものです。

いつの時代も変化の波の渦中であって、それら資質・能力を発揮する前提として「感受性」を持ち得ているかどうか、最も大切です。

感受性の鋭いリーダーは、物事の本質を感じ取ることに優れるばかりか、時代や社会の流れを正しく的確に読み取って戦略を構築し、さらには先へ進むことへの障害となる問題点を把握して、改善対応する力へと転換させることに秀でています。

感受性の秀でているかどうかで時代を作っていくことを可能にするのを、今年の大河ドラマでの黒田官兵衛、その人に見ることができ、いかに感受性の大切さがご理解いただけようというものです。

加えて、今日の企業社会の中では、効率と成果を最優先で求める一方で、心病む社員が職場の中で増え続け、労災認定申請も増加の一途です。

家庭崩壊ならぬ、職場崩壊にもなりかねない環境にもあります。

こうした時代にこそ、リーダーの資質として、社員の声に耳を傾けるカウンセリングスキルを活用した部下の人材育成を図るうえで、リーダーの感受性の発揮が強く望まれています。

カウンセリングの世界では「人間をどうみるか」が基本的に重要です。

一見して能力が低いと思われる人間でも実は能力がある、ヤル気がないように見えてもヤル気を持っているといった性善説的な立場で相手の人間を見ていくのです。

そうした考えに立った姿勢でなければ人は育っていきません。

とくに、若い社員ほど、「シロかクロか」「善か悪か」「正答か誤答か」といった、曖昧さを許さない「YESかNOか」で判断する基準で育ってきた世代だけに、「好きか嫌いか」「面白い面白くないか」という割り切り方を即座にしてし

まいがちです。

そうした社員を怒鳴ったり、尻を叩くなどの育て方は、全くとは言いませんが、通用しないものになっています。

叱咤された相手は、ヤル気や働く意欲をなく

してしまいかねないと心得るべきです。

事実、昨今、新卒社員の3年以内での高い離職データが出ていますが、去って行った若手社員も上司とのコミュニケーション問題を退社理由に挙げており、どうもリーダーの人材育成での責めも否定できない側面もあるのではないかと推察されます。

相手の声や考えにじっと耳を傾けながら、「相手が問題解決にどう向き合い、自主的・自発的に行動していくようになるのか」という相手の思いや心を感じずる感受性を研ぎ澄ますことが、今、リーダーとして常に心掛けていくことです。

カウンセリングでは、指示を出さずに、話を聞くことに徹して、相手自らが自発的に答えを考えて出すように仕向けていくことが大事なことです。

一段と競合激化の厳しい経営環境であって、「社員の意欲の総和」である《社力》を伸ばしていくことが業績向上ともなる時代です。

リーダーの感受性が鋭敏なものであるかどうかの差は、会社の成長を左右する要素だといっても言い過ぎではないでしょう。

そのためにこそ、今ほど、リーダー資質としての感受性の発揮が最優先されることが欠かせないのです。

リーダーが感受性を磨き上げ、感応する力を培ううえでは、自己啓発や研修・研鑽の機会を積極的に得ていくことはとても大切なことです。

今、リーダー資質で
求められる

感受性

経営コンサルタント
但木 紘造

黒字化達成し 借入金を返済しよう

■自社経営を改善するのは今しかない■

(株)プロモーターズ・カンパニー、中小企業診断士 石川麻子

【金融庁が抜本的企業再生の取り組みを促す】

～中小企業の転廃業促す、金融庁、返済猶予から転換～。これは、平成26年3月19日付けの日本経済新聞朝刊の記事のタイトルです。

金融庁は、中小企業円滑化法に基づいて返済猶予を受けてきた中小企業に対し、これまでのように無条件で返済を猶予するのではなく、金融機関が抜本的な企業再生に取り組むよう転廃業を促す方針に転換しました。

借り手の中小企業の経営者にとっても、融資の返済猶予は、もろ刃の剣で猶予期間中に返済原資となる本業の収益力が回復しなければ、最終的には倒産するリスクは高まり、破産すれば、「ブラックリスト」に載り、新たな借入れは難しくなります。記事によると、借り手企業は、以下の4つの選択肢の検討を迫られるということです。

①早期の事業再生、②事業再編、③業態転換、④休廃業。

中小企業円滑化法は、2009年12月に導入され、13年3月に終了しましたが、その後も金融庁は激変緩和のため、継続的に金融機関に「返済猶予」を求めています。しかし、今後は「抜本的な企業再生」を求める方向に舵を切るようです。

【金融円滑化法利用後の倒産が増大】

帝国データバンクの調査集計によると、2013年度の「金融円滑化法利用後倒産」は562件であり、2012年度の428件を大幅に上回り、年度としては過去最多を記録し、「金融円滑化法利用後倒産」は増加傾向を示しています。

これは、返済猶予を受けていても、経営課題を先送りにしてきた企業、もしくは経営改善計画が想定通りに進まず、むしろ経営状態が悪化した企業が増加しているためといえるでしょう。

金融庁は、金融検査マニュアルの監督指針に、「借り手企業の経営改善を最大限支援すべき」と明記して、検査・監督で徹底しています。

上記の金融庁からの通達同様、具体策のない返済条件緩和の継続は、単なる延命にすぎず、抜本的な企業再生の取組みが喫緊の課題となっていま

す。

【経営者保証に関するガイドライン】

また、2月から「経営者保証に関するガイドライン」が適用開始となりました。

中小企業が融資を受ける際、今まで当然のように経営者が連帯保証人を求められていた習慣を見直すというものです。

これまで、融資を受けた中小企業が返済できずに倒産した場合、経営者が多額の借金を背負い、再起が図りづらくなるなどの被害を生んできました。

ガイドラインでは、連帯保証の見直しを申し出る際のポイントとして、次の3つの対応を要請しています。

①中小企業と経営者（保証人）との関係の明確な区分・分離、②財務基盤の強化、③財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性の確保です。

これは、倒産の可能性のある企業は、早急に財務内容を整理して金融機関に届け出なさいとのメッセージでもあります。

【今、中小企業がやらなくてはいけないこと】

これらの動きは、今まで返済の条件変更を行うことで厳しい経営を乗り切ってきた中小企業経営者に対し、今後数年の間に倒産をも覚悟した抜本的な経営改善の必要性を突き詰めたものです。

まさに、自社経営を改善するのは「今」しかないのです。

企業の目的は、利益を生み、成長、発展、存続していくことです。しかし、実際は、売上はなかなか上げられるものではなく、必死で毎日営業に走り回っていると、次は運転資金が不足し、それをどこからか調達する必要があるため、金融機関からの融資を試みます。

いままで「返済猶予」に応じてきた金融機関は今後、「抜本的な企業再生」を求める方向に変わってきています。

必死に稼いだお金が利息や返済に消えていく、負の経営サイクルに陥っている赤字体質の企業を、構造自体を根本的に見直し黒字体質に変え、一刻も早く借入金返済を急ぐことが今、必須です。

【現状、何が経営の問題なのか】

当たり前のことですが、事業が成り立っている状態とは、営業利益が確実にプラスで、債務がな

ければ、キャッシュが貯まる事業であるということです。

経常的に利益がマイナスになるようであれば、事業を継続してもどんどん資金が流出してしまいます。

果たして、現状、会社はそのような状況になっているのかどうか、まずは、その企業体質を確認する必要があります。

このように、企業の現状の経営実態を調査、分析し、問題点の有無を把握することを、デューデリジェンスといいます。

基本的な経営改善計画実行までの流れが表①です。

企業活動の結果を顕著に表すものは、定量的な財務諸表（貸借対照表、損益計算書）です。

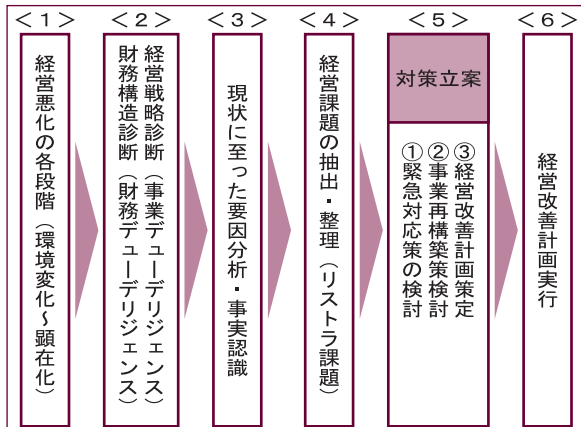
まずは、これらを分析することで、赤字の原因である収益構造や効率性の悪い財務構造などのポイントを抽出することができます。

そして抽出したポイントは、事業の定性的な事実や資料を元に具体的な問題点の理由や根拠、そして、なすべき課題を明らかにしていきます。（表②）

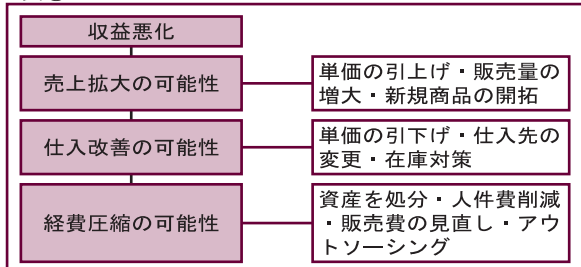
例えば、赤字の原因が売上の低下によることが判明すれば、販売数が減ったのか、販売単価が落ちたのか。

どの商品が売れ、どの商品が売れなかったのか。得意先に変化はあったのか、競合他社はどのような状況なのか、など具体的な根拠原因を探求していきます。

表①



表②



また、もし赤字の原因が原価率の上昇であることが判明すれば、それは物価の上昇なのか、市場の激化なのか、生産性の悪化なのか、もし原因が販売管理費であるならば、同じように、業務プロセスの見直しや固定的な費用などを検討していきます。

【お金の出入りと過不足を管理する】

また、時限を決めた資金繰り表の作成が必要です。

資金繰り表は、損益計算書とは異なり、日々の現金収支の状況や、実際に手元の運転資金はどれだけなのか、現在の借入金を遅滞なく返済するためには、毎月どの位のキャッシュを用意すれば良いのかなどを管理する非常に重要な事業の管理表になります。

仕入先への買掛金の支払いや借入金の返済、消費税や源泉税の支払いなどは、多額のキャッシュが流出するにも関わらず、損益計算書には全く影響を与えません。

そのため、つついその資金を忘れがちになり、支払が滞れば不渡りなど事業の継続が危うくなる事態にも成り兼ねないので、細心の注意が必要です。

【利益計画を立てよう】

以上に挙げた、黒字化に向けての現状の問題点と課題を具体的に解決し、必要売上高および利益と、その資金調達と返済を行う計画を立てます。

①売上拡大の可能性、②仕入改善の可能性、③経費圧縮の可能性、の数値計画を立てるとともに、それを実現する具体的な行動計画に落とし込んでいきます。

例えば、売上拡大であれば、数値計画は、新規顧客5件/月、単価向上5%で月合計1,500万円など。

具体的な行動計画は、展示会や交流会への参加で毎回1件の成約、付加価値を訴求するPRツールを用い価格交渉を行う、など知恵を絞ります。

常に、進捗確認と数値計画・実行計画の修正を行うことが有効です。

堅実なのは、社内の経費削減です。

どれだけ、日常の業務にムリ、ムダ、ムラがあるかを常に意識し、改善提案を行い、徹底していくことが、社員一人ひとりに経営意識を持たせることにも繋がります。

経営者の皆さん、今こそ経営の「体質改善プログラム」を執行しましょう！

支部・地区だより

竹町支部

【入谷支部】 <服部支部長>

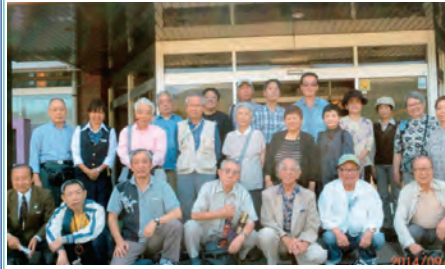


平成 26 年 8 月 28 日 (木) 奄美

平成 26 年度入谷支部下期の活動、会員増強運動等について話し合わせ、様々な意見交換がなされました。

支部役員会

【秋の町会バス旅行】



平成 26 年 9 月 28 日 (日) 河口湖

台東四丁目地区 (中山地区長)

世界文化遺産の浅間神社、茅葺集落の根場など河口湖周辺を散策し、ぶどう狩りを楽しみました。

【慶寿会】



平成 26 年 10 月 4 日 (土) 台東一丁目区民館

二長町地区 (麻生地区長)

御長寿をお迎えの方々をお祝いし、東京マンドリン合奏団のミニコンサートを楽しみました。

【町会日帰りバス旅行】



平成 26 年 10 月 5 日 (日) 埼玉県秩父、長瀨

御徒町一丁目地区 (杉山地区長)

当日は小雨でしたが見学場所では雨も上がり、楽しみにしていたSL列車にも乗車でき、楽しい旅行でした。

東上野支部

東上野支部(尾高支部長)

【東上野地区ファミリーレクリエーション】



平成 26 年 8 月 24 日 (日) 箱根小涌園ユネッサン
幅広い年齢層の方々が参加し、屋内外のプールや庭園露天風呂を満喫しました。

【東上野地区大運動会】



平成 26 年 10 月 19 日 (日) 旧下谷小学校校庭
赤ちゃんから高齢者まで幅広い年齢の方が競技に参加し、活気ある運動会でした。

東上野一丁目地区(横川地区長)

【町会バスツアー】



平成 26 年 10 月 5 日 (日) 石和温泉、勝沼
ぶどう狩りや勝沼ワイナリーの後、温泉に浸かり美味しい料理に舌鼓しました。

東上野徒三地区(樺澤地区長)

【親睦バーベキュー大会】



平成 26 年 8 月 3 日 (日) 東上野二丁目 12 番地遊歩道エリア
子供から年配の方まで協力して食材を焼き、会話を楽しみながら食べました。

東上野宮元地区(矢口地区長)

【ふるさと祭り】



平成 26 年 8 月 23 日 (土) 下谷神社境内及び参道
37 回目となる今年のふるさと祭りは例年以上の大勢の方々が大変賑わいました。

東上野神吉地区(桑原地区長)

【神吉敬老祭】



平成 26 年 9 月 13 日 (土) 神吉会館
赤飯や煮物等を頂きながら、踊りや民謡等の余興で楽しい時間を過ごしました。

上野支部

【盆踊り大会】

今年は 2 日間ともお天気に恵まれ、2 日間で 2,600 人の方が来場し、大盛況のうちに終了しました。



第 11 回 上野地区盆踊り大会
平成 26 年 8 月 22 日 (日) ~ 23 日 (土) 黒門小学校

上野支部(土肥支部長)

【区民レクリエーション大会】



平成 26 年 9 月 17 日 (水) 埼玉県川越市

ひだか巾着田で真っ赤な曼珠沙華を鑑賞後、小江戸川越で情緒あふれる歴史的町並みを満喫しました。

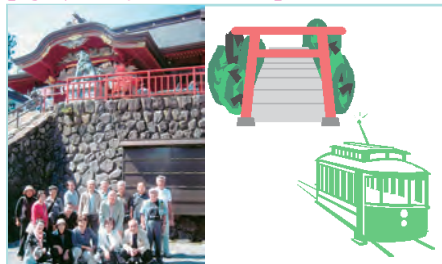
入谷支部

入谷地区 (作山地区長)
【夏の子供イベント】



平成 26 年 8 月 24 日 (日) 入谷町会会館前
子供イベントではパン作りを行い、かき氷や焼きそば等の模擬店も大盛況でした。

入谷中央地区 (服部地区長)
【町会レクリエーション】



平成 26 年 9 月 28 日 (日) 奥多摩、青梅
当日は快晴に恵まれ楽しい一日を過ごすことが出来ました。

【町会バスハイク】



平成 26 年 8 月 24 日 (日) 富士サファリパーク

仲入谷地区 (込山地区長)

【金魚すくい大会】



平成 26 年 8 月 24 日 (日) 入谷 1-10-4 路上
今年も盛大に金魚すくい大会が行われ、射的やスマートボール等も人気でした。

【秋のレクリエーション】



平成 26 年 9 月 21 日 (日) 鬼怒川、日光
カワウが岩の上で羽を休めている姿を見ることができ、貴重な体験が出来ました。

光和会地区 (幡野地区長)

【レクリエーション】



平成 26 年 9 月 7 日 (日) 油壺マリンパーク、三笠艦
油壺マリンパークでペンギン等を見て、記念艦三笠を見学してきました。

【町会老人会研修旅行】



平成 26 年 10 月 11 日 (土) ~ 13 日 (月) 伊豆熱海温泉
今年伊豆熱海温泉に行き、皆さんゆったりと温泉に浸かり楽しんでいました。

下谷一丁目地区
(小泉地区長)

富士サファリパークでキリンや象等の動物を見て、竜宮海鮮市場で美味しい海の幸を食べました。

【納涼大会】



平成 26 年 8 月 31 日 (日) 小野照崎神社境内

本入谷地区
(矢部地区長)

今年は曇天でしたが、例年以上の来場者があり、追加の食材を手配する等、大盛況のうちに終了しました。

金杉支部

【町会レクリエーション】



平成 26 年 9 月 14 日 (日) 伊香保温泉

【こども夏祭りと盆踊り】



平成 26 年 8 月 23 日 (土) 一葉記念公園周辺

金杉一丁目地区
(鈴木地区長)

天気も良く、温泉に入り、食事を頂き榛名湖遊覧船に乗って秋を感じることに出来た旅行でした。

【第 61 回金杉二丁目町会大運動会】



平成 26 年 10 月 12 日 (日) 金曾木小学校校庭

金杉二丁目地区
(新井地区長)

当日は天候にも恵まれ、大きなけがもなく、皆で楽しい一日を過ごす事が出来ました。

谷中支部

【バーベキュー】



平成 26 年 9 月 28 日 (日) 都立舎人公園

谷中第二地区
(山本地区長)

総勢 121 名の参加で、蚊の心配もありましたが、天気に恵まれ秋の味覚を存分に味わい楽しい一日でした。

地方法人税について

新たに地方法人税が創設されました。

平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、地方法人税が課税されます。

$$\text{課税標準法人税額} \times 4.4\% = \text{地方法人税額}$$

消費税について

消費税に任意の中間申告が出来るようになりました。

○ 制度の概要

中小企業者が計画的に納付を行っていただけるよう、任意の中間申告制度(年1回・半期)が創設されました。

○ 適用開始時期

個人事業者の場合には平成27年分から、また、事業年度が1年の法人については、平成26年4月1日以後開始する課税期間(平成27年3月末決算分)から適用されます。

《改正前》

直前の課税期間の 確定消費税額	中間申告回数
4,800万円超	年11回
400万円超	年3回
48万円超	年1回
48万円以下	中間申告 義務なし



《改正後》

直前の課税期間の 確定消費税額	中間申告回数
48万円以下	任意の中間申告 (年1回)が可能

変更なし

源泉所得税について

通勤手当の所得税非課税限度額が上げられました。

改正後の非課税限度額

(平成26年4月1日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます)

例 改正後の1か月当たりの非課税限度額は、次のとおりです。

自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当

通勤距離が片道55キロメートル以上である場合

【改正前】

課税されない金額

24,500円

【改正後】

課税されない金額

31,600円

※ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券については、変更はありません。

本稿は、国税庁ホームページの「地方法人税が創設されました（平成26年9月）」、「消費税法改正等のお知らせ（平成25年11月）」及び「通勤手当の非課税限度額の引上げについて（平成26年10月）」を基に作成しています。

なお、このコーナーに対するお問い合わせは、東京上野税務署(03-3821-9001)に電話の後、音声ガイダンスに従って番号「2」を選択して法人課税第1部門(内線413)までお願いします。



自宅からネットが便利 申告・納税

イータックス
e-Tax

e-Taxは、自宅やオフィス、税理士事務所等からインターネットを利用して、申告、申請・届出等ができます。

また、インターネットを利用してダイレクト納付やインターネットバンキングによる納付ができます。

税務署に向くことなく、インターネットを利用して申告、申請・届出等ができます。

所得税の確定申告において、医療費の領収書等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出等を省略することができます。

e-Taxの
メリット

還付金を早く受け取ることができます。

納税証明書の交付請求手数料が安価です。



イータックス

e-Tax ご利用の流れ

※ご利用のパソコンが推奨環境を満たしているかどうかを事前にe-Taxホームページで確認してください。

STEP 1 電子証明書とICカードリーダライタを準備します

①電子証明書は、市区町村、登記所のほか、民間発行機関等が発行する電子証明書がご利用いただけます(手数料が必要です。)

②電子証明書がICカードに格納されている場合は、ICカードリーダライタが必要です。

※税理士等による代理送信の場合は、納税者本人の電子証明書は不要です。

STEP 2 利用者識別番号をe-Taxホームページから申請して取得します

STEP 3 電子証明書の初期登録を行います

ご利用になるソフト(e-Taxソフト、e-Taxソフト(WEB版)又は確定申告書等作成コーナー)にて、電子証明書の登録を行います。

申告・申請等データを作成後、送信

※送信後、受信通知がメッセージボックスに格納されますので、必ず確認してください。

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください (www.e-tax.nta.go.jp)

表紙「酉の市」・裏表紙〈街・村〉 撮影:須賀広報委員

■平成26年11月発行 ■発行人 広報委員会 委員長 古茂田隆文 ■発行所 公益社団法人上野法人会
(〒110-0015 台東区東上野1-2-1 朝日信用金庫西町ビル5階 TEL5818-1151 FAX5818-1141)

語ろうよ

街・町・まち

親子でたまたに
税のこと



【上野公園袴腰前のパンダ】

東法連 特定退職金共済制度

従業員のための退職金を計画的に準備できます。



優秀な人材の確保、定着化に役立ちます。

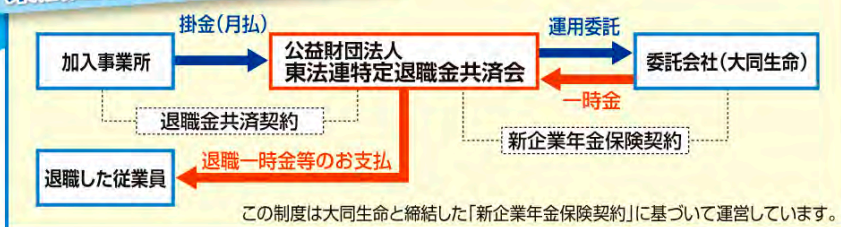
特退共制度の 5 つの魅力

- ① 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
- ② 掛金は全額損金(または必要経費)に算入できます。
- ③ 過去勤務期間の通算の取扱いを利用できます。(新規加入時のみ)
- ④ 中退共(中小企業退職金共済制度)との重複加入が可能です。
- ⑤ 簡単な手続きで加入いただけます。

公益財団法人東法連 特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約6千社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

東法連特退共制度の仕組み



資料請求・
お問い合わせは

TTK 公益財団法人東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区坂町13番地4 全法連会館3階
TEL : 03-3357-1641 FAX : 03-3357-1642
<http://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp>